

2023年4月より

労働者と同じ場所で 危険有害な作業を行う個人事業者等の 保護措置が義務付けられます！



2023年4月から
労働者と同じ場所で
「※危険有害な
作業」を行う
個人事業者等を

保護するための
措置が事業者に
義務付けられること

知っている
かな？

ええっ!?
そうなの？

どう
変わるん
だろう？

とても大切な
ことだから

詳しい内容は
中面を見て
確認してね！

※労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）の一部を個人事業者等に請け負わせる場合や、同じ場所で作業をしている労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが義務になります。

- ・労働安全衛生規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

省令改正の主な内容

1 作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

① 局所排気装置等の設備の稼働



請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと。（有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等）

② 作業方法の周知



特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること。（労働安全衛生規則第592条の3第2項等）

③ 保護具使用の周知



労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第327条第2項等）

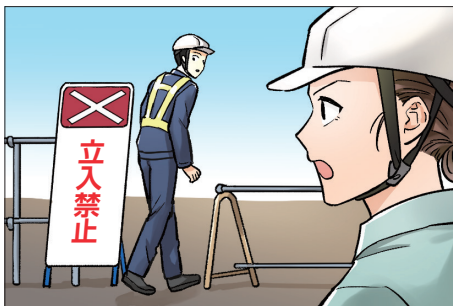
2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

請負契約の有無にかかわらず、労働者と同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

措置が広がるんだな。
しっかり対応しよう。



① 立入禁止、喫煙・飲食禁止



労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。（労働安全衛生規則第585条第1項等）

立入禁止等の措置が講じられた場合は、労働者や労働者以外の作業に従事する者は従わなければなりません。

② 退避



作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること。（有機溶剤中毒予防規則第27条第1項等）

③ 有害性等の掲示



化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること。（有機溶剤中毒予防規則第24条第1項等）

省令改正後の注意点

Q 重層請負の場合は誰が措置義務者となりますか？

A 事業者が作業の一部を請負人に請負わせる場合の配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請負まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。

元 請 事 業 者

請 負 人 (一 次 下 請)

措置義務

措置義務

措置義務

労 働 者

請 負 人 (二 次 下 請)

一 人 親 方

措置義務

措置義務

措置義務

労 働 者

請 負 人 (三 次 下 請)

一 人 親 方

※赤色の部分が
新たに生じる措置義務

Q 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要ですか？

A 事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる発注者の立場にあるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

事業者
↓
作業の全部
↓
請負人

作業の全部を
請け負わせる場合は
対象外

Q 元方事業者として実施すべき事項はありますか？

A 労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければならない。

Q 周知にはどのような方法がありますか？

A 周知には、右に掲げたような方法があります。いずれの方法でも、周知を受けた請負人等に対し、確実に必要な措置が伝わるよう、わかりやすいものとなるようにしてください。

内容が複雑な場合は
口頭じゃないほうが
いいですね！



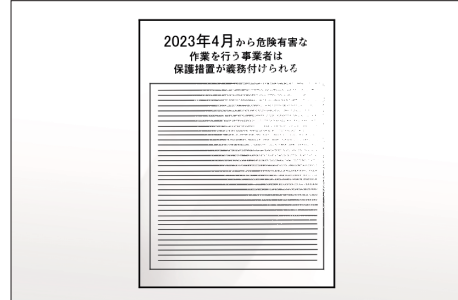
① 掲示



③ 磁気テープ、磁気ディスク等に記録

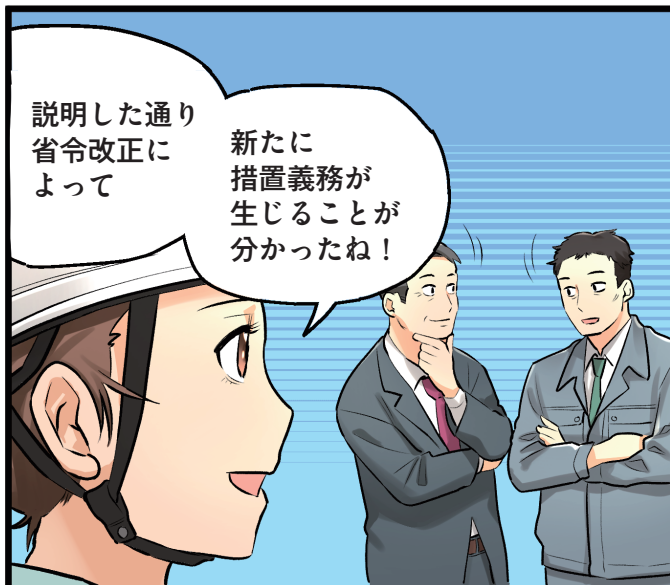


② 書面の交付（請負契約時に書面で示すことも含む）



④ 口頭で伝える





ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署